

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成23年1月17日

**【発行者名】** ジャパンエクセレント投資法人

**【代表者の役職氏名】** 執行役員 戸田 千史

**【本店の所在の場所】** 東京都港区赤坂一丁目9番20号

**【事務連絡者氏名】** ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社  
経営企画部長 佐々木 敏彦

**【電話番号】** 03-5575-3511 (代表)

**【届出の対象とした募集（売出）内国  
投資証券に係る投資法人の名称】** ジャパンエクセレント投資法人

**【届出の対象とした募集（売出）内国  
投資証券の形態及び金額】** 形態：投資証券  
発行価額の総額：一般募集 153億円  
売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し  
15億円

(注1) 発行価額の総額は、本書の日付現在における見込額です。

但し、今回の一般募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記金額と異なります。

(注2) 売出価額の総額は、本書の日付現在における見込額です。

但し、今回の売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、本投資口3,100口を上限として行われる予定のオーバーアロットメントによる売出しであり、売出価額の総額はその上限を示したものです。

**安定操作に関する事項**

1. 今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する上場投資口について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。

**【縦覧に供する場所】**

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年1月13日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、本投資口に係る信用格付取得の有無に関する記載内容等を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

##### 1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）

（2）内国投資証券の形態等

（3）発行数

### 第二部 参照情報

#### 第2 参照書類の補完情報

##### 1. 事業の概況

（4）財務戦略

② 財務の状況

（ハ）格付けの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 野で示してあります。

## 第一部【証券情報】

### 第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

#### 1【募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）】（以下「一般募集」といいます。）

##### （2）【内国投資証券の形態等】

<訂正前>

（前略）

本投資口について格付は取得していません。

（後略）

<訂正後>

（前略）

本投資口について、本投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（後略）

##### （3）【発行数】

<訂正前>

（前略）

（注3）みずほ証券株式会社は、同じく借入投資口の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌営業日からグリーンシューオプションの行使期限までの期間（以下「シンジケートカバー取引期間」（※）といいます。）、オーバーアロットメントによる売出しにかかる口数を上限に、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか又はオーバーアロットメントによる売出しにかかる口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。また、みずほ証券株式会社は、発行価格等決定日（後記「（5）発行価格（注2）」で定義します。）の翌営業日から申込期間終了日までの間、本投資口について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた本投資口の一部又は全部を借入投資口の返還に充当する場合があります。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（注3）みずほ証券株式会社は、同じく借入投資口の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日からグリーンシューオプションの行使期限までの期間（以下「シンジケートカバー取引期間」（※）といいます。）、オーバーアロットメントによる売出しにかかる口数を上限に、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断で、シンジケートカバ

一取引を全く行わないか又はオーバーアロットメントによる売出しにかかる口数に至らない口数でシ  
ンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、みずほ証券株式会社は、発行価格等決定日（後記「（５）発行価格（注２）」で定義します。）  
の翌営業日から申込期間終了日までの間、本投資口について安定操作取引を行うことがあり、当該安  
定操作取引で買付けた本投資口の一部又は全部を借入投資口の返還に充当する場合があります。

（後略）

## 第二部【参照情報】

### 第２【参照書類の補完情報】

#### 1. 事業の概況

##### （４）財務戦略

##### ② 財務の状況

##### （ハ）格付けの状況

<訂正前>

本投資法人が取得している格付けの状況は、以下のとおりです。

（後略）

<訂正後>

本投資法人が取得している格付けの状況は、以下のとおりです。本投資口について、  
本投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格  
付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありませ  
ん。

（後略）